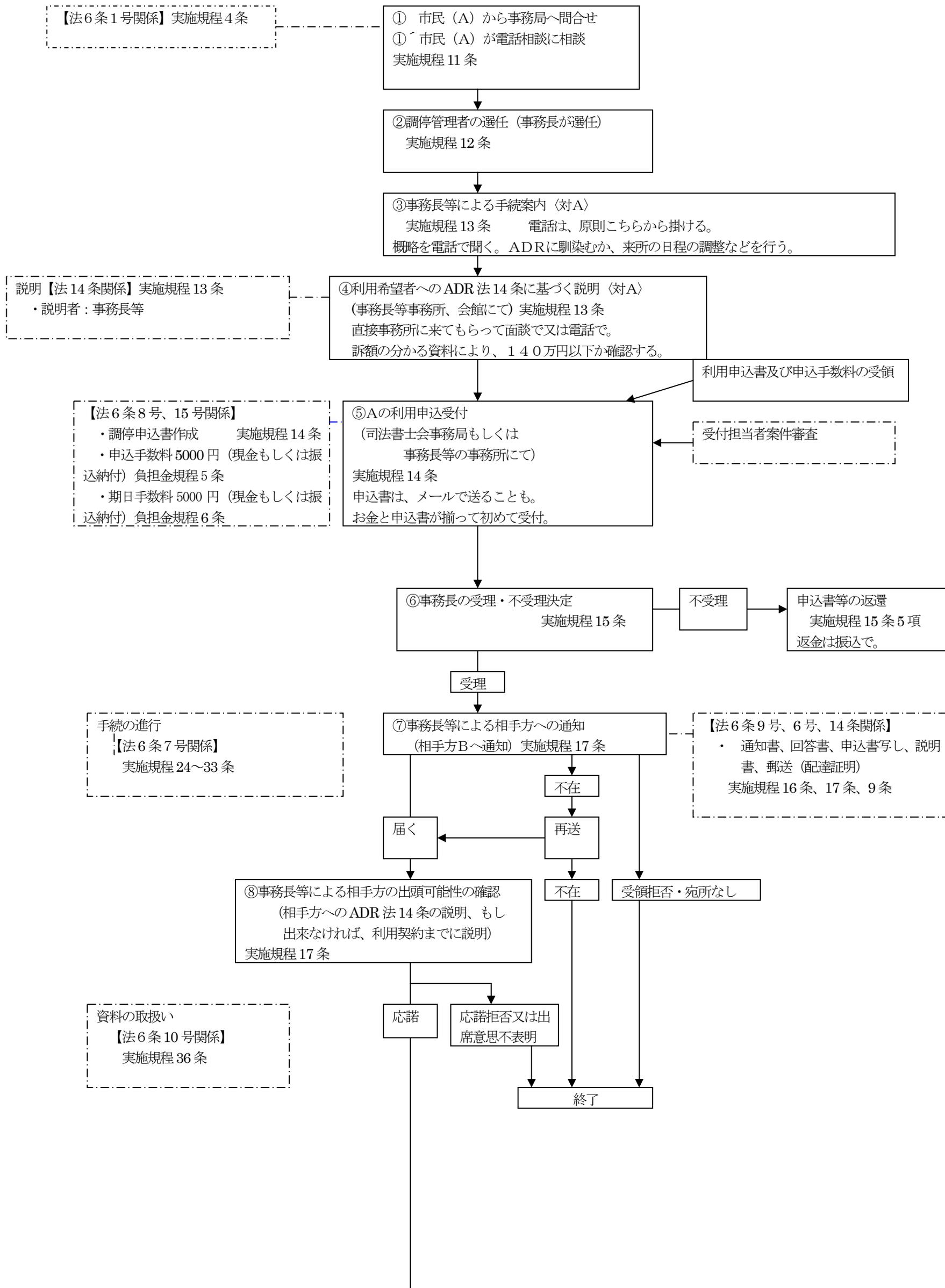


# 鳥取県司法書士会調停センター事務処理の流れ

《司法書士法第3条第1項第7号の範囲内の紛争 弁護士助言措置なし》



⑨ 手続実施者の選任(センター長)  
実施規程 19 条

・実質的支配者等による不当な影響の排除  
【法 6 条 4 号関係】 実施規程 7 条

利用者に通知  
実施規程 19 条 3 項

忌避・回避・辞任

【法 6 条 2 号、3 号関係】  
設置規則 12 条、13 条  
運営規程 9 条  
実施規程 20~23 条

再度選任

⑩ 事務長等による期日の通知  
事務長等による第 1 回期日日程調整 実施規程 25 条

⑪ 第 1 回目期日 (調停開始)  
※相手方は、調停開始までに利用契約  
実施規程 18 条  
(即日の和解契約書作成は、原則行わない。)

⑫ 次回 (第 2 回目) 続行となる事件の場合の説明・確認事項

期日手数料各 5000 円  
現金納付

【法 6 条 15 号関係】  
手数料規程 6 条

⑬ 第 2 回目期日  
実施規程 25 条

⑭ 第 M 回目期日

⑮ 第 N 回目期日  
※多くても 4 回目まで。

【法 6 条 13 号関係】  
実施規程 32 条、33 条

手続実施者による終了  
合意成立の見込みがない

調停の終了  
A の取下げ  
B の離脱  
当事者による手続の終了

【法 6 条 12 号関係】  
実施規程 30 条、31 条

⑯ 合意成立による終了  
実施規程 29 条

合意成立手数料  
合計 6000 円 現金又は振込納付

【法 6 条 15 号関係】  
手数料規程 7 条